

これまでに受けた質問集

【本線工事について】

工事着手について

Q1 工事はいつから着手しますか？

A1 現在の線路のレールなどの鉄道施設の撤去を含めて、令和5年（2023年）3月の工事着手を予定しています。

工事完了について

Q2 工事の完了はいつですか？

A2 令和7年（2025年）度末の工事完了を目標としています。

作業日時について

Q3 作業日はいつですか？

A3 作業日は、原則、月曜日から土曜日です。

Q4 作業時間はいつですか？

A4 作業時間は、原則、午前8時から午後5時までです。なお、夜間作業を伴う場合もあります。

Q5 夜間作業はありますか？

A5 仮線に近い場所などの作業は、安全のため、夜間（終列車から初列車までの間）作業を行います。また、交差道路に近い場所の作業でも道路利用者の安全のため夜間作業となる場合があります。

作業ヤードについて

Q6 個人の所有地を使用することはありますか？

A6 原則、豊田市及び名古屋鉄道(株)の用地を使用します。
なお、作業内容、施工条件等により、個人様に借地をお願いすることがあります。

Q7 道路が作業ヤードとなることはありますか？

A7 作業内容により、道路の一部が一時的に作業ヤードとなります。
交通規制が生ずる場合は、事前にご案内します。

Q 8 通学路と作業ヤードが隣接する。安全対策を行いますか？

A 8 登下校の時間帯など、児童の通過時には安全確保に留意し工事を行います。

主な工事用車両の搬入路について

Q 9 どの経路で機械などを搬入しますか？

A 9 道路状況を踏まえると、現実的に通行できる道路は限られてきます。機械などの搬入路としては、市道旧名岡線、市道若林西3号線、都市計画道路西岡吉原線、市道花園古層2号線等幅員の広い道路、鉄道に並行する経路としては、市道若林花園線、市道旧豊田一色線、整備した仮側道等となります。「工事車両の搬入路」をご覧ください。

Q 1 0 仮線と住宅地との間が作業ヤードとなるが、踏切（4か所）周辺からのみ機械などを搬入するのか？

A 1 0 踏切（4か所）周辺からの搬入のほか、仮線に工事用の踏切を設置し、西側から仮線を横断し機械などを搬入する場合があります。また、場所によっては、東側から機械の搬入を行う可能性があります。若林駅周辺や市道旧名岡線から主要地方道名古屋岡崎線（若林高架橋）間では、東側からの搬入を想定しています。「工事車両の搬入路」をご覧ください。

Q 1 1 通学路と搬入路が重複する。安全に登下校できますか？

A 1 1 工事業者には、通学路、通学時間帯の情報を提供しています。登下校の時間帯など、児童の通過時には安全確保に留意し工事を行います。

Q 1 2 工事車両が通行する際、どんなことに留意するのでしょうか？

A 1 2 SLOW（ゆっくり発進、ゆっくり停止）SMART（余裕の車間距離で、加減速の少ない運転）STOP（横断歩道で歩行者を見たら必ず止まる）の3Sドライブを心掛け、安全運転を徹底します。また、歩行者や一般車両との事故防止を徹底します。

Q 1 3 工事車両であることがわかる工夫はしますか？

A 1 3 本事業に関わる車両にはステッカーの配布・表示を行います。

主な建設機械について

Q 1 4 どのような機械が使用されますか？

A 1 4 主に使用する機械は、クレーン、バックホウ、ダンプトラック、オールケーシング掘削機、鋼矢板圧入機などです。

Q 1 5 騒音、振動対策をして欲しい。

A 1 5 可能な限り影響が小さくなるよう配慮して工事を進めてまいります。ご理解ご協力をお願いします。

Q 1 6 クレーンなどの工事車両によりテレビが見られなくなることはありますか？

A 1 6 工事車両によりテレビが見られなくなることはないと考えています。ただ、高架仮線工事において、一部そのような申し出がありました。まれに、周りの建物との位置関係など複合的な理由により、テレビが見られなくなる場合もあるようです。工事車両や建設設備が移動すれば復旧するものと考えています。

周知などについて

Q 1 7 交通規制や夜間作業などはどのように周知されますか？

A 1 7 自治区回覧や現地看板等で情報を事前に周知していきます。

Q 1 8 工事の進捗状況や今後の作業予定などは周知されますか？

A 1 8 自治区回覧等で情報を周知していく予定です。

交通規制について

Q 1 9 通行止めなどの交通規制はありますか？

A 1 9 作業内容により、片側交互通行や通行止めなどの交通規制を行います。自治区回覧や現地看板等で規制内容や期間などを事前に周知していきます。

交通規制を行う場合は、案内看板等による迂回路への誘導を行い、安全に通行できるように努めてまいります。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

Q 2 0 事業期間中に、踏切が通行できなくなりますか？

A 2 0 原則、道路の現機能は確保します。ただし、作業内容によっては、片側交互通行や車両通行止めなどの交通規制を行う場合があります。詳細については、自治区回覧や現地看板等で周知します。

その他について

Q 2 1 本線工事業者はどこですか？

A 2 1 現在、契約手続きを行っています。決まりましたら自治区回覧等でご案内します。

Q 2 2 花園地区のすでに高架化されている部分も工事を行うのですか？

A 2 2 すでに高架化されている範囲でも、暫定整備（地上への擦り付け）区間があるため、高架構造物のかさ上げ工事を行います。

Q 2 3 事業終了点部（豊田方）は、東側の宅地が作業ヤードに近いですが作業ヤード内で工事できますか？

A 2 3 本線工事業者が決まり次第、施工計画の再検討を行う予定です。場合によっては隣接の方に借地をお願いすることがあります。

Q 2 4 逢妻男川の堤防は工事で影響しますか？大雨による堤防の崩れが心配です。

A 2 4 鉄道橋を新たに整備するため、堤防も工事エリアに含まれます。河川管理者である愛知県と工事の時期や方法などについて協議を重ねた施工計画となっています。

Q 2 5 市の事前建物調査を受けました。リフォーム、建替えは問題ありませんか？

A 2 5 市の事前建物調査は、仮線や本線工事期間中に建物に変化が生じた際、因果関係を適切に判断するために建物の現在の状態を確認する調査です。建物に変化が生じた際は、工事前後の建物の状態を比較する必要がありますので、リフォーム、建替えを行う場合は街路課までご連絡ください。工事の進捗状況を踏まえ、必要に応じて再調査を実施します。

【鉄道高架化事業計画について】

事業期間について

Q 2 6 鉄道高架化事業はいつ完了しますか？

A 2 6 鉄道の高架化は、令和 7 年度末(2025 年度末)の完了を目指して進めています。また、鉄道の高架化にあわせて本地区を中心に行う道路整備は、鉄道高架化後も継続して行う予定です。

鉄道と交差する道路の整備について

Q 2 7 若林駅周辺の道路のうち、どの箇所が整備されますか？

A 2 7 若林東西線など、若林駅周辺の都市計画道路を整備します。対象の道路は、事

業のあらましをご覧ください。

Q 2 8 高架化後、車両の東西の行き来はどこでできるようになりますか？

A 2 8 東西の行き来は、基本的に現在の踏切の位置で行き来することが出来ます。

Q 2 9 現在の道路以外でも歩行者が行き来できる場所がありますか？

A 2 9 歩行者の東西の行き来については、上記（Q 2 8 回答）に加え、今後、関係機関と協議していきます。

施設について

Q 3 0 駐輪場や駐車場などはできますか？

A 3 0 若林駅前駐輪場と若林交流館駐車場は、事業着手前に確保されていた駐輪台数、駐車台数を確保し、工事前と同等の機能を復旧します。

なお、具体的な位置などは、駅周辺のまちづくりの状況、地域の皆様のご意見を踏まえ、さらなる利便性の向上が図られるように検討していきます。

事業効果について

Q 3 1 事業の効果は何がありますか？

A 3 1 踏切がなくなることから、踏切による混雑の緩和が図られるだけでなく、踏切事故もなくなります。あわせて、交差する道路や駅前広場を整備しますので、若林駅の利便性も向上します。

生活環境について

Q 3 2 線路が高架になると、騒音、振動、渋滞はどのようになりますか？

A 3 2 三河八橋駅付近の高架化の事例を踏まえると、騒音、振動とも、緩和されると予測しています。渋滞についても、踏切がなくなることから、踏切による混雑の緩和が図られます。

Q 3 3 高架後に、騒音・振動の調査はしますか？

A 3 3 高架化後も豊田市で調査を行います。鉄道高架化通信等で情報提供させていただきます。

Q 3 4 線路が高架化された時の日陰対策はしていますか？

A3 4 高架の北西側の最も日陰の影響を受ける区間に側道を設けることで、日陰影響を最小限に抑える対策をしています。

Q3 5 線路が高架化され、電波障害はありますか？

A3 5 デジタル波での影響度合いも含め、現地調査や障害発生範囲の特定を行っているところです。影響を受ける家屋があれば、構造物が完成する前に確認を行い、ご相談させていただきます。

高架下の利用について

Q3 6 高架下はどのように利用されますか？

A3 6 高架下の具体的な利用方法は決まっています。駅周辺まちづくりの進捗よくを踏まえつつ、今後、関係機関と話をしながら、具体化していく予定です。

【その他】

Q3 7 何かあった場合の問合せ先はどこですか？

A3 7 豊田市が事業主体の事業です。豊田市役所街路課へお問合せください。

平日（昼間）

電話（直通）：0565-34-6651（平日（昼間））

FAX：0565-35-8196

E-mail：gairo@city.toyota.aichi.jp

夜間、休日

電話（代表）：0565-31-1212（夜間、休日）